

ヤングケアラー支援が始まる中で考えたこと
～ 支援対象の定義の曖昧さをめぐる支援のあり方 ～

1、はじめに

まず、私自身の自己紹介から始めたいと思います。私は八尾市に入庁して 4 年目の事務職で、3 年間は保健センター（健康推進課）に所属していました。そして、この 4 月に人事異動となり、昨年 10 月から開設されたこども総合支援センター（こども総合支援課）の相談班の 1 人となりました。配属されて間もなく、課の業務において始まりつつあるヤングケアラーの担当の 1 人として役割を担えることとなり、現在に至ります。

大学、大学院と教育・福祉系の学生生活を送り、社会教育を専攻してきた私にとって、ヤングケアラーという課題に行政として取り組めることには、期待と不安があります。そのため、ヤングケアラーの支援をめぐる調べたことや、課内の上司や先輩と対話したこと、研修を通じて知り得たことをもとに、エッセイという形で文章化したいと思いました。

今まさに始まりつつあるヤングケアラーの問題について、各自治体のヤングケアラー支援の担当者や、当事者性を有する職員・市民の方々との対話が進めば、きっと当事者をめぐる支援の形やあり方を、より良い方向へ変えていけると思うのです。本エッセイがその一つのきっかけとなればと思います。「ヤングケアラーが、自分らしく生きられる社会にするには、何が必要なのか」という問いを一緒に考えていきましょう。

2、ヤングケアラーとは

日本においてヤングケアラーという言葉が社会問題として耳にするようになったのは、ごく最近のことです（注 1）。今まで支援対象として定義されていなかった「ヤングケアラー」とは何か、そこから問い始めたいと思います。

調べていくと、日本で問題が可視化され、言葉が広がりを持ち始めたのは 2020 年以降であるとされています。この頃を境にヤングケアラー関係の著書が出版され始め、各ウェブメディアも記事を掲載し始めたことが分かりました。また、厚生労働省（現在はこども家庭庁）のホームページ（注 2）などでも、ヤングケアラーに関する特設ページが開設されています。

厚生労働省（現在はこども家庭庁）では、「ヤングケアラー」とは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どものこと」と定義され、「責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります」とされています。大まかな定義としては、分かりやすいものとなっていますが、「ヤングケアラー」という言葉の歴史や、言葉の使い方／使われ方について、理解していきたいと思いました。

そこで、何冊か本を買い読んだのですが、中でも 2022 年 11 月に出版された『現代思想 Vol.50-14(青土社)』では、「ヤングケアラー」がテーマとされ、いち早くその概念と実態を

伝えてこられた澁谷智子氏と、現象学的な立場から子ども支援の現場に参加されてきた村上靖彦氏の対談が掲載されており、参考になりました。

村上氏は「巻き込まれて逃げられないということは、ヤングケアラーの本質だと思う」とし、『「お手伝い」はちょっとさぼっても問題になりませんが、ヤングケアラーのケアは絶対自分が引き受けないといけないと感じられているものです』と述べています。

また、澁谷氏はイギリスでは「ヤングケアラーが5歳ぐらいから17歳までの子どもを指す」ことを説明した上で『5歳でできるケアとはなにかというと、その多くが話を聞くということです。泣いたり「死にたい」と言ったりしている親の話を聞くというケアは、比較的幼い子どもでも担っています』と述べ、「そういうところから、気遣う、心配する、気にかける、相手が良い状態できるように行動する、トラブルに対応するといった全ての配慮を含めて、それがケアだと私は思っています。たしかに家事などの物理的なケアも大変ですが、元ヤングケアラーたちの話を聞くと、精神面のケアも大きな負担になっています。」と述べています。

この2つの説明を受けて、「ヤングケアラー」を巡り、以下の2つを押さえることができます。

- ① 子どもが家族のケアに巻き込まれて逃げられない状況にある
- ② 介護などの物理的なケアだけでなく、話を聞くなどの精神面のケアも負担が大きい

3、「ケア」とは何かを考えることから

「ケア」という言葉を何気なく使ってしまうがちですが、ここで定義について考えてみたいと思います。そのことが「ヤングケアラー」の言葉の解像度を上げていくことに繋がると考えるからです。

社会学者の上野千鶴子氏は「ケア」を以下のように定義しています。

「依存的な存在である成人または子どもの身体的かつ情緒的な要求を、それが担われ、遂行される規範的・経済的・社会的枠組みのもとにおいて、満たすことに関わる行為と関係」

この定義では「人（成人または子ども）」が「依存的な存在である」ことを前提に、その「ニーズ（身体的かつ情緒的な要求）」を満たすことに関わる「行為」と「関係」の2つを「ケア」としているところに優れたところがあると感じます。

また、臨床心理学を専門とする東畑開人氏は「ケア」の定義について、上記の定義も参考にしながら、「相手を傷つけないこと」としています。そこでは「(人は)さまざまなニーズを抱えていて、それが満たされないと傷ついてしまう」とし、「ケアは安全とか、生存とか、生活を根底で支えるもの」と説明しています。

つまり、この定義をもとに「ヤングケアラー」を考えると、ケアから逃れられない子どもは、家族の中で起こる「ニーズ（身体的かつ情緒的な要求）」を満たさなければ、家族が「傷ついてしまう」ため「放っておけない」と「行為」を続けざるを得ず、「学校に行きたい」「遊びたい」という子どもの欲望（こちらもニーズであるが）を断念せざるを得ないという

状況があると理解できます。

もう1つ、「ケア」の定義における「関係」に焦点を当てて考えてみたいと思います。

澁谷氏は「家族のケアは極めて相対的な問題だと思います」と述べ、「例えば、若くして子どもが病を得た親はケアをする側に回るわけですが、親がケアをできなくなってくる時期になるとその関係が揺らぐと思います」とケアをする側／される側をはっきりと分けることの難しさを述べています。

つまり、「家族」の中で生じる「ケア」のニーズを満たすということは、する／されるという関係の連続であり、関係によっては一方のケア役割の負担が、その人が受け止めるには大きすぎる状況が生まれると言えます。

そして、ヤングケアラーの問題については、このケアを巡る関係が「家族」という一つのユニットの中で相対的に配置されていることが問題であり、子ども自身が家族の中でケアの関係を再配置することが容易ではなく、交渉するには支援が必要であると分かりました。

また、支援を受けられないために、制度利用などを通じた社会の中での再配置が難しいことが「ヤングケアラー」の問題の大きな課題であるように思いました。

4、ヤングケアラー支援の現状と課題

家族社会学を専門とする齋藤真緒氏の論考によれば「ヤングケアラーの問題は、しばしばネグレクト（育児放棄）として扱われることがある。しかし、児童虐待対応を行う要保護児童対策地域協議会（注3）では、「緊急度」「深刻度」の高い18歳未満の子どもが支援対象の上位に位置付けられる」とし、「日々の生活の緩徐な変化に根差した家庭内のケアという問題は、支援リストの下位にならざるを得ない」と述べています。

たしかに、市町村において人員体制や時間的制約などがある中で、要対協におけるケース対応と支援には優先順位がついてしまうこともあると思います。しかし、要対協の支援対象としてあがる児童の中で、これまでもヤングケアラーがいたことは明らかです。では、これまで「ヤングケアラー」はどのように取り扱われてきたのでしょうか。

児童精神科医であり、児童相談所等の行政機関での勤務経験のある金井剛氏は、2017年に行われた「要保護児童対策地域協議会を有効活用するために」というテーマで論考を出した際、「要対協運営要綱に要保護児童の範囲の定義の曖昧さがあるため、市町村が独自に実情に照らし合わせて運営要綱を定め運営している」と実態を説明しています。また、「定義が曖昧であるが故に、多くの自治体はその現状に合わせ、要対協を機能させるべくさまざまな工夫をすることができるということでもあり、それを実践している自治体も多い」とも述べています。

実際に、令和5年8月に大阪府が「府内の各市町村におけるヤングケアラー支援の体制や取り組みにかかる先行事例等の情報を収集し、共有を図る」ことを目的に取りまとめた「ヤングケアラーに関する調査結果（市町村）」によれば、「アセスメントや支援方針を検討し、適切な支援へのつなぎ等を行う支援会議」の「会議名」について、複数の市町村においては、

個人情報を取り扱う関係もあり、「要対協（要保護児童対策地域協議会）」が挙げられています（その他には「重層的支援会議」での実施や、「ヤングケアラー支援会議」など専門的に実施されている市町村もあった）。

つまり、「緊急度」「深刻度」の高い子どもについては、通告等があれば要対協のケースとしてアセスメントを受け、ヤングケアラーという言葉抜きにして支援の対象となってきたと言えます。しかし、今のヤングケアラー支援において求められていることは、既存の支援の谷間にこぼれ落ちてきた存在である「ケアを担う子ども」を拾い上げながら、限られた財源と社会資源の中で支援の道筋を作っていけるかが問われているように思います。

5、曖昧な存在である「ヤングケアラー」の基準を巡って

大阪府の同調査において、「ヤングケアラー支援を進めていく上で課題だと考えること」の最上位は「基準」であると報告されています（43市町村のうち34が「基準」と回答）。

たしかに、「支援」が先行する際には、どうしても「基準」を満たしている存在かどうか問われます。しかし、ヤングケアラーを巡っては「曖昧さ」が重要なキーワードであると村上氏は述べています。例えば、『親をケアするけれども親にもケアされているという「曖昧さ」、しんどい経験もあるけれどポジティブな側面もたくさんあるという「曖昧さ」、あるいは親と一緒にいたいしいることが大事という子どももいれば、束縛する親から逃げないと生存も危ぶまれる場合もある』と述べ、『本来曖昧だった存在に対して、「ヤングケアラー」という記号やラベルを与えてそこに押し込めるのは望ましいことではない』と述べています。しかし、村上氏の論考の中でも支援を要する子どもを特定する一定の「基準」について考えていく必要があることが垣間見えます。

そこで、「基準」の補助線となりうる論考について、2つご紹介したいと思います。1つは、大阪府主催で市町村向けに開催された研修において、講師であった一般社団法人こもれびの方が「(他の研修で聞いたのだが、)日本でヤングケアラーの基準とされている10個のイラストは並列に扱われているが、イギリスでは優先順位がついており、①子どもがケアを担うことで睡眠を阻害されていること、②親の排泄介助を行うこと、その2つは禁止されている」と説明があったことです（注4）。

もう1つは、斎藤氏の論考における「誰が支援の対象になるのか？」という節の議論です。そこでは、支援の対象となる「基準」において、ケアラーが行っている「行為 (Doing)」に着目されがちであることが問題視されています。実際には、ケアラーが抱える生きづらさは、行為そのものに関わる負荷だけでなく、ケアが続く限り一貫して他律的にならざるを得ない「状態 (Being)」に起因する先行きの「不透明さ」や「不確実性」が問題であると述べられています。ヤングケアラーは、「常に他者のニーズを満たすために自分自身のニーズを後回しにするか、括弧に入れることが要請される」とし、ヤングケアラーが『(その)繰り返しの人生の外彫りが埋まっていくような感覚を持ち、「ケアがなければこんなことをやってみたい」という願望や、将来に対する妄想さえ萎縮してしまう』と指摘されています。

つまり、「基準」を巡っては、ヤングケアラーが担う「行為」の深刻さについて優先順位をつけておくことで、聞き取りやアセスメントの際に役立つと思われます。また、「状態」としてヤングケアラーの理解を、学校や地域において説明しておくことで、通告や関係機関からの相談だけでなく、例えば子ども食堂などで行われる「見守り」や「ふつうの相談」の中で「ヤングケアラー」を発見することに繋がるのではないかと思いました。

6、「要支援児童」としてのヤングケアラー

ヤングケアラーの問題に取り組んできたイギリスでは、ヤングケアラーに具体的な支援サービスを提供する際に「1989年子ども法」の第17条において「要支援児童」とその家族へのサービス提供について定めた条文の理解が検討されたそうです。つまり、ケアを担うことによって、本来なら活用できるはずの教育や人間関係や楽しみの機会が十分に活用できなくなっているという文脈でヤングケアラーを「要支援児童」として捉えられるかが検討されました。ここでも「基準」を巡って一定の論議はなされましたが、ヤングケアラーを「要支援児童」と定義することで、行政は子どもとその家族に支援を提供する明確な責任を負い、行政がアドバイスや指導、カウンセリングや活動、ホームヘルプ（洗濯サービスを含む）、子ども法の下で提供されるサービスを使うための交通費補助、子どもやその家族が休日の旅行をできるようにするための補助などを含めた幅広いサービスを提供できるようになったとされています。

ヤングケアラーを「要支援児童」と捉えて支援しようという姿勢について、村上氏も『要対協で「ネグレクト疑いだけど今は危険がないから”見守り”」と言われてしまう家庭や子どもたちに対してヤングケアラーとして見ればサポートすることができるのではないかと述べています。このことについて、澁谷氏は児童福祉法の第25条の2で「要対協」の設置の義務があることを前提にすれば「要支援児童」としてヤングケアラーを捉えることは可能（注5）としつつも、『「要保護児童」と「要支援児童」が同一の条文で扱われている状況では、実際には「要支援児童」は虐待を受けている子ども等の緊急性を要する「要保護児童」の後回しにされ、なかなか支援が行き届きにくい』と指摘しています。

しかし、今まさに始まりつつある「ヤングケアラー支援」において、要対協の中で「要支援児童」となっている子ども、また要対協を経て“見守り”とされている子どもに目が向けられていることは確かです。八尾市でも関連して「子育て世帯訪問支援事業」と「要支援児童見守り強化事業」が始まろうとしています。本事業では、過度なケア負担が生じている家庭にヘルパーを派遣、また配食や居場所の提供を通じて子どもや家庭の状況を掴み、支援の道筋を探していくことが企図されています。また、八尾市においては社会福祉法人 八尾隣保館が令和4年度大阪府福祉基金における「地域におけるヤングケアラー支援のモデル事業」に採択され、「びはーと」「はにかむ」という学習支援と居場所支援を行っています（注6）。つまり、イギリスの支援メニューほど充実しているかは定かではないものの、新規事業や社会資源の開発も含めた支援の土壌が形成されつつあると思われます。

7、ヤングケアラー支援のあり方を巡って

「ヤングケアラー支援」が進むと期待される中で、今一度「支援のあり方」を問い直しておきたいと思います。なぜなら、家族の中でケア役割を必死に担いながら、サバイブしている彼ら／彼女らに対して、安易に「ヤングケアラー」という言葉で手を差し伸べても問題が解決するとは思えないからです。しかも、生まれた時からケア役割を担ってきた、巻き込まれてきた彼ら／彼女らにとって、自身をヤングケアラーと捉えることは容易なことではないと思うからです。

澁谷氏は「大人のケアラーと子どものケアラーの経験と知識の差は如何ともしがたい」と述べ、「大人になってからケアラーになる人は、自ら形成した家族や仕事における役割をすでに持っているため、生まれ育った家族とのバランスを取るという感覚を比較的持ちやすいが、一方で子どものケアラーの場合には、はじめから家族で生活するとはこういうものだと思いながらケアを担うなかで際限なくケアに巻き込まれる可能性があります」と述べています。つまり、「子ども」がケアの関係を自分自身の力で調整することの難しさが指摘されています。その上で、村上氏は「自分の人生を生きることと、家族を気にかけることの折り合いをつけることが、子どもたちが大人になるうえで非常に重要なこと」と述べ、「(子どもが)自分だけで折り合いをつけるというのはすごく難しい面もあり、ケアの知識を持つ周囲の大人がケアされる家族のことも把握しながら子どもの意思を言葉にしていくことが大きな意味を持つと思います」と述べています。

また、澁谷氏は「ヤングケアラー」という言葉を「ラベルではなくツールとして使ってほしい」と述べ、『「ヤングケアラー」という視点をとることで見えてくるものや自分の整理に役立つものがあればそれを使えばいいですし、役割が終わったと思えばそれを脱いでも構わないと私は思っています。そういう補助線があることによってより良い生活のあり方に繋がっていくのであれば、「ヤングケアラー」という言葉を使えばいいのではないのでしょうか』と述べています。

つまり、子どもが抱える「(曖昧さを伴う)しんどさ」をその子自身が掴んでいくための相談支援、その余裕・余白が生まれるための事業サービス、そして信頼できる大人やポロっと話が出せる環境・居場所が必要であると思います。そして、そこには彼ら／彼女らへの敬意が必要であり、拾い上げる仕組みが必要であり、支援を受けられる体制や支援メニューが必要であると思います。

8、おわりに

自分が学生時代(10年ほど前)にクローズアップされた「子どもの貧困」という問題が解決されたのかというモヤモヤもありますが、オーバーラップする形でクローズアップされる「ヤングケアラー」という問題に対して、この機会を大切にしてお話と協働を重ねることが重要だと思います。「ヤングケアラーが、自分らしく生きられる社会にするには、何が必要なのか」について熱量をもって取り組む人たちが増えることを心から願っています。

(注1) 言葉の誕生は1990年代前半で、英国で子どものケアの関係者の中で使われ始めたのがきっかけだと考えられています。その後、1993年にケンブリッジ大学教授のソール・ベッカー氏が論文で、ヤングケアラーに関する問題点を指摘し、社会問題として認識されるようになりました。日本では澁谷智子氏を始めとして研究はなされていましたが、日本で問題が可視化され、言葉が広がりを持ち始めたのは2020年以降とされています。その状況の根拠として、毎日新聞社取材班が出版した『ヤングケアラー 介護する子どもたち(2021年11月30日初版)』は参考になります。本書において、2020年時点でヤングケアラーの調査がなかったこと、加えて毎日新聞社が独自の調査を行い、記事として報じ始めたこと記されていますので、ぜひご参照ください。

(注2) こども家庭庁のホームページにおける特設ページには、ヤングケアラーが日常的に行っているケアの行為の一部をイラスト付きで掲載しています。自治体や福祉・介護などの専門職の方々は、このイラストを参考にして、身近にいる子どもや若者がヤングケアラーかどうかを「発見」したり「特定」したりするための指標として活用することができるようです。また、ホームページでは調査研究の結果や、関連予算や支援体制強化事業の実施要項なども掲載されています。国が重層的支援体制整備事業を進める中で、ヤングケアラーの支援にあたる人たちも多く出てくると思われます。啓発ツールなども掲載されているので、ご確認ください。

(注3) 1990年代に日本においても欧米と同様の児童虐待の問題の社会問題化が起こり、2000年に児童虐待の防止等に関する法律(以下、「児童虐待防止法」と略記)の公布・施行がされました(施行前は児童福祉法(1948年施行)の範疇で対応していた)。つまり、児童虐待の定義、予防および対応の施策を含めた専門的な法律が誕生したといえます。その後、児童虐待防止法の施行に先立つ1996年から児童虐待のケースマネジメントモデル事業を実施し、その過程を経て、2005年から市町村への設置が努力義務とされた組織が市区町村要保護児童対策地域協議会(以下、本文中においても「要対協」と略記)です。同時に、国の「市町村児童家庭相談援助指針」により、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明確化され、市町村は虐待の未然防止・早期発見を積極的に取り組むこととされました。

なお、要対協の制度の経緯や要対協を巡る議論の整理については、菅田理一氏・鈴木崇之氏の「市町村要保護児童対策地域協議会に関する研究の動向」をご一読ください。また、要対協が出来て15年を過ぎる中で、マッセ大阪の広域研究の成果として執筆された『市町村における児童虐待防止と支援のあり方』は、通告から支援まで、具体的な事例の対応をもとに解説されています。八尾市の職員の方々も多く関わった本ですので、ぜひ手に取っていただきたく思います。

- (注4) 研修後、根拠となる資料をインターネット等で調べたのですが見つけれませんでした。しかし、子どもの権利条約などを照らし合わせて考えてみた時に、優先順位を考慮することができるため、大切な観点だと思いました。
- (注5) 児童福祉法上の「要支援児童」の定義は「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であつて要保護児童にあたらない児童のこと」と定義されています。澁谷氏は上記の具体例として、育児不安を持つ親の下で育っている子ども、養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境に置かれている子どもなどが挙げられていることを踏まえて、ヤングケアラーが含まれることは可能であると述べています。
- (注6) 本事業について、子どもや家庭に向けたチラシにおいて「ヤングケアラー」という言葉を明記せず、子どもと関係を構築していこうとするところに優れたところを感じます。また、母子支援の経験を積んだ施設職員の方や、学生スタッフとの歓談の環境を大切に、様々な情報提供を経て、本人の気持ちや考え方が前向きになることを支援することが計画されています。

【参考文献】

- 毎日新聞取材班『ヤングケアラー—介護する子どもたち—』2021, 毎日新聞出版
- 澁谷智子・村上靖彦「言いようもない”逃れがたさ”のなかで—「ヤングケアラー」という言葉と出会うということ—」『現代思想 Vol.50-14』2022, 青土社
- 上野千鶴子『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会へ—』, 2011, 太田出版
- 東畑開人『居るのはつらいよ—ケアとセラピーについての覚書—』2019, 医学書院
- 斎藤真緒「あらためて、ヤングケアラー「ブーム」を問う—問題の射程と次元の再考のために—」『現代思想 Vol.50-14』2022, 青土社
- 菅田理一・鈴木崇之「市区町村要保護児童対策地域協議会に関する研究の動向—2017年から2021年における文献の検討のもとに—」, 2023, 鳥取看護大学・鳥取短期大学研究紀要第86号
- 大阪府福祉部地域福祉課「令和5年度ヤングケアラー支援に関する調査結果について」, 2023年8月公表
- 市区町村児童虐待防止と支援のあり方の研究会編著『市町村における児童虐待防止と支援のあり方—市町村だからこその悩みへのヒントとアイデア』, 2022, 岩崎学術出版社
- 金井剛「要保護児童対策地域協議会を有効活用するために」『児童青年精神医学とその近接領域』, 2017, 一般社団法人 日本児童青年精神医学会
- 東畑開人『ふつうの相談』, 2023, 金剛出版
- 澁谷智子「ヤングケアラーを支える法律—イギリスにおける展開と日本での応用可能性—」, 2017, 成蹊大学文学部紀要 第52号
- Ridilover Journal「家族ケアの実像」『構造化特集 ヤングケアラー』, 2023年6月19日更新